

不動産取得税の免税

税額・控除・猶予

不動産取得税は、不動産の所有権を現実に取得したとき、すなわち、土地や家屋を売買、交換、贈与により取得したとき、又は家屋を建築（新・増・改築）したときにかかる県税です。ただし、相続の場合はかかりません。

免税

次の場合は、免税点以下となりますので税金はかかりません。

不動産の種類	取得原因	不動産の価格
土地	売買・交換・贈与等	十平方メートル未満
家屋	新築・増築・改築等	二百平方メートル未満
家屋	売買・交換・贈与等	十平方メートル未満

税額は、不動産の価格の三パーセントです。また、不動産の価格は市町村の固定資産課税台帳登録価格、または新築などで台帳に価格が登録されていない場合は、固定資産評価基準により、県が決定した価格をいいます。

控除・猶予

住宅を新築したり、建売りの新住宅を購入した場合は、その価格から三百五十万円が控除されます。なお、併用住宅の住宅部分についても同様です。

土地を取得したものが、取得の日から二年以内にその土地の上

住宅を新築した場合、及び取得の日前一年以内に、その土地の上に

住宅を新築していた場合、又は地方公共団体、日本住宅公団、宅地建物取引業法に規定されている業者などから、新築して一年以内の土地付建売住宅を取得した場合は百五十万円が住宅の床面積の二倍の面積（二百平方メートル限度）に当たる土地の価格のいずれか高い額に三パーセントを乗じて得た金額を税額から控除できます。又土地を取得した日から二年以内に住宅を新築（完成）する場合は、

農業機械の大型化に

研修所が技術指導を

農業機械も年々大型化し、高度の技術を必要としております。

こうした機械化時代の要請にこたえるため、千葉県農業機械化研修所では農業用大型機械類を安全にかつ効率的に使うことのできる技術技能者の養成をしております。あなたも農業機械士をめざして研修を受けてみませんか、

入所資格

徴収の猶予を受けることができず。なお、これらの適用を受けるためには、申請が必要となりますので、不動産の所在する支庁税務課、県税事務所にお問い合わせ下さい。

取得申告

不動産を取得したときは、三十日以内に不動産所在の市役所、または、町村役場を経由して、県知事に取得したことを申告しなければなりません。

家屋、又は土地を取得した者には支庁税務課又は県税事務所から納税通知書をお送りしますので、この通知書に記載された納期限までに、もよりの金融機関に納めて下さい。

農業に従事し、または、従事しようとする者及び指導者等で原則として普通自動車免許以上の免許を持っている男女。

入所手続き

入所願書に知事が定める支庁長農業改良普及所長、その他県機関の長及び居住地の市町村長の推せんを受けて研修開始の二週間前までに研修所あて提出して下さい。

研修の経費

受講料は無料・昼食代二三〇円、書籍代五五〇円、二、〇〇〇円、免許試験の場合の経費一、五〇〇円、入寮される場合の経費は宿泊費が無料でその他は実費程度

佐原と周辺地域の市外局番変る
(9月10日から)

トラクターの基礎研修（初級・中級とも二〇日間）、コンバイン収穫技術研修（中級一〇日間）、農業機械整備研修（初級十八日）現地研修（当研修所修了者の再研修で一、二日）、その他に農業機械の専門技術者の養成（一年間）があります。これらの研修は、研修所の研修計画日程によって行われますので入所を希望される方は役場の産業振興課に直接、または電話でお問い合わせ下さい。

- 佐原 04765 ↓ 04785
- 神崎 047672 ↓ 047872
- 大栄 047673 ↓ 047873
- 栗源 047675 ↓ 047875
- 山田 04767 ↓ 04787
- 小見川 04768 ↓ 04788
- 東庄 04768 ↓ 04788

